

第107回 定時株主総会 招集ご通知

2025年4月1日 ▶ 2026年3月31日

開催
日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
日本橋室町野村ビル（YUITO）
野村コンファレンスプラザ日本橋 5階大ホール
昨年と会場、受付開始時刻が異なっておりますので、お間違いないようご注意ください

議決権行使期限：

2026年6月24日（水曜日）午後6時まで

2022年に電子提供制度が施行されたことに伴い、従前書面でお送りしていた株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告書）はウェブサイトに掲載して提供する方法に変更いたしました。お手数ですが、本通知記載のURLにアクセスしてご確認くださいませようようお願い申し上げます。

また、本株主総会につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、議決権を有する株主様に対して送付することといたしました。

あわせてご参照いただきますようお願い申し上げます。

株式会社ツカモトコーポレーション

証券コード：8025



目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
事業報告	19
連結計算書類	37
計算書類	41

経営理念

当社グループは、経営姿勢を明確にするため、
“社訓” 及び “私たちの信条 (Credo)” で構成される
経営理念を定めております。

社訓

道義を重んじる

共存同栄を旨とする

自立し協力する

私たちの信条 (Credo)

ツカモトグループは、
培った商人魂と
フロンティア精神のもと、
美しさと快適を求める生活者に応え、
和文化の継承と
流通革新の進展のため、
前進する。



美しい生活がいい。
Amenity & Beauty Company

(証券コード 8025)
(発送日) 2026年 6月 4日
(電子提供措置の開始日) 2026年 6月 2日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号
株式会社ツカモトコーポレーション
代表取締役社長 百 瀬 二 郎

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tsukamoto.co.jp/ir/meeting/index.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東京証券取引所 東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ツカモトコーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「8025」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席いただけない場合には、お手数ながら、本招集ご通知又は電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁、5頁に記載の「郵送又は電磁的方法(インターネット)」いずれかの方法により、2026年6月24日(水曜日)午後6時まで、事前の議決権行使にご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)
(受付開始時刻が前回と異なっております。お間違えのないようご注意ください。)
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号 日本橋室町野村ビル(YUITO)
野村コンファレンスプラザ日本橋 5階大ホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 - (1)第107期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2)第107期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 当社では、当社定款第19条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主様に委託する場合があります。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (5) 2022年に施行された改正会社法により、電子提供措置事項について前記インターネット上の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしております。電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、当該書面は、監査役及び会計監査人が監査対象書類として監査しております。

以上

-
- ※ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、前記インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
 - ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ※ その他、株主様へのご案内事項につきましては、前記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
 - ※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止しております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

当社の経営に参加できる権利「議決権」をご行使ください。

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様



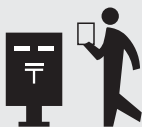
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本冊子「第107回 定時株主総会 招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時

当日ご出席いただけない株主様

当日ご出席いただけない場合は、郵送又は電磁的方法（インターネット）により、議決権をご行使いただけます。

● 郵送による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後6時必着

● 電磁的方法(インターネット)による議決権の行使



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後6時まで



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！

ご注意事項

- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネットを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対する適切な利益還元を経営の重要課題と位置づけております。

当期の期末配当につきましては、今後の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保にも配慮したうえで、当期業績の傾向及び今後の事業環境見通しを考慮し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 30円
配当総額 121,037,400円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員(8名)は任期満了となり、百瀬二郎氏は退任されます。つきましては、取締役会における意思決定の迅速化・効率化を図るため取締役1名を減員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	取締役候補者	現在の当社における地位及び担当	2025年度 取締役会出席率 (出席状況)
1	田中 文人 再任	代表取締役副社長 コーポレート本部長 兼賃貸事業担当	100% (16回中16回出席)
2	西村 隆 再任	常務取締役 営業本部長	100% (16回中16回出席)
3	齋川 敏明 再任	常務取締役 営業本部副本部長 兼グループ本部長 兼ツカモトウェルネス株式会社 代表取締役社長	100% (16回中16回出席)
4	角田 英二 再任	取締役 コーポレート本部副本部長 兼経営企画・総務・経理担当 兼経理部長	100% (16回中16回出席)
5	嵯山 秀人 再任 社外 独立	社外取締役	93.8% (16回中15回出席)
6	阿久津 正志 再任 社外 独立	社外取締役	100% (16回中16回出席)
7	野中 郁江 再任 社外 独立	社外取締役	100% (16回中16回出席)

(注) 1. 2025年度において、取締役会につきましては、16回開催しております。

2. 当社の「社外役員の独立性判断基準」はインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.tsukamoto.co.jp/ir/governance/pdf/3syagaiyakuin.pdf>)に掲載しております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> た なか ふみ と 田 中 文 人 (1964年4月20日生)	1990年4月 当社入社 2018年6月 当社取締役 上席執行役員 本部担当 2019年4月 当社取締役 常務執行役員 本部担当 2020年4月 当社代表取締役 常務執行役員兼本部統括 2021年4月 当社代表取締役専務取締役 本部長 兼賃貸事業担当 2023年4月 当社代表取締役副社長 コーポレート本部長 兼人事担当兼賃貸事業担当 2026年4月 当社代表取締役副社長 コーポレート本部長 兼賃貸事業担当 (現任) <取締役候補者とした理由> 2018年6月に取締役に選任され、2020年4月に代表取締役、2021年4月より代表取締役専務取締役として本部を統括し、2023年4月からは代表取締役副社長として当社グループの経営全体を牽引しております。 人事・労務・経理等の本部機能を中心に豊富な経験を有し、経営全般に関する高い専門性と判断力を発揮していることから、今後の経営戦略の推進及び企業価値の更なる向上に不可欠な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	22,630株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> にし むら たかし 西 村 隆 (1968年12月26日生)	1992年 4月 当社入社 2018年 6月 当社取締役 上席執行役員 洋装事業担当 兼ツカモトユーエス株式会社代表取締役社長 2018年 7月 当社取締役 上席執行役員 洋装事業担当 兼ツカモトユーエス株式会社代表取締役社長 兼ツカモトアパレル株式会社代表取締役社長 2019年 4月 当社取締役 上席執行役員 兼ファッション事業本部長 兼ユニフォーム事業部長 2020年 4月 当社取締役常務執行役員 兼営業本部副本部長 兼ファッション事業本部長 2021年 4月 当社常務取締役 営業本部副本部長 兼洋装事業担当 2022年 4月 当社常務取締役 営業本部副本部長 兼商事事業本部長 2026年 4月 当社常務取締役 営業本部長 (現任) <取締役候補者とした理由> 2018年6月に取締役に選任され、2021年4月より常務取締役に就任しております。2020年4月から営業本部副本部長、2022年4月からは商事事業本部長として商事事業全体を統括、2026年4月からは営業本部長として当社全体の営業戦略の推進を担っております。 営業部門を中心に豊富な経験と実績を有し、事業運営及び経営判断において重要な役割を果たしていることから、当社の持続的成長に資する人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	16,560株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> さい　　かわ　　とし　　あき 齋　　川　　敏　　明 (1967年7月19日生)	1991年4月 当社入社 2019年6月 当社取締役 上席執行役員 兼エイム事業部長 2021年4月 当社常務取締役 ライフスタイル事業担当 兼エイム事業部長兼新規事業準備室担当 2022年4月 当社常務取締役 新規担当 兼エイム事業本部長 2024年2月 当社常務取締役 新規担当 兼エイム事業本部長 兼ツカモトウェルネス株式会社代表取締役社長 2024年4月 当社常務取締役 エイム事業本部長 兼新規担当 兼ツカモトウェルネス株式会社代表取締役社長 2026年4月 当社常務取締役 営業本部副本部長 兼グループ本部長兼ツカモトウェルネス株式 会社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) ツカモトウェルネス株式会社代表取締役社長 <取締役候補者とした理由> 2019年6月に取締役に選任され、2021年4月より常務取締役に就任しております。2022年4月からはエイム事業本部長としてエイム事業及び新規事業全体を統括するとともに、2024年2月に新設した子会社ツカモトウェルネス株式会社の代表取締役社長を務めております。また、2026年4月からはグループ本部長として子会社を統括し経営を担っております。 営業部門で培った豊富な経験に加え、新規事業及び子会社経営に関する知見を有していることから、当社グループの中長期的な成長戦略の推進に不可欠な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	16,160株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> つの だ えい じ 角 田 英 二 (1969年9月6日生)	1992年4月 当社入社 2020年4月 当社上席執行役員 本部統括補佐 2021年4月 当社上席執行役員 和装事業担当 2022年4月 当社上席執行役員 副本部長 2023年4月 当社上席執行役員 コーポレート本部副本部長 兼経営戦略担当兼総務・経理・情報担当 2023年6月 当社取締役 コーポレート本部副本部長 兼経営戦略担当兼総務・経理・情報担当 2024年4月 当社取締役 コーポレート本部副本部長 兼経営戦略担当兼総務・経理担当 2025年4月 当社取締役 コーポレート本部副本部長 兼経営企画・総務・経理担当 兼経理部長 (現任)	3,800株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>2023年6月に取締役に選任され、主に本部業務である経営企画部門に携わり、経営戦略及び経営計画の策定・推進に関与しております。</p> <p>経営企画分野における幅広い経験と高い専門性、深い知見を有していることから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
5	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <small>ま</small> <small>ま</small> <small>や</small> <small>ま</small> <small>ひ</small> <small>で</small> <small>と</small> 蒔 山 秀 人 (1959年8月22日生) </p>	<p>1982年4月 塚本商事株式会社（現当社）入社 （1987年3月退社）</p> <p>1987年5月 東急リロケーション株式会社入社</p> <p>2009年4月 東急ステイサーブ株式会社（現 東急リゾーツ&ステイ株式会社）取締役社長</p> <p>2010年4月 東急リロケーション株式会社 取締役常務執行役員</p> <p>2015年4月 東急住宅リース株式会社 取締役常務執行役員</p> <p>2022年6月 当社取締役（現任） 東急住宅リース株式会社顧問（現任）</p> <p>2024年6月 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会参与 （現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 東急住宅リース株式会社顧問 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会参与</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 2022年6月に社外取締役に選任いただいております。 蒔山秀人氏は、不動産業界において長年にわたり会社経営に携わり、企業経営全般に関する豊富な経験と高い見識を有しております。これらの知見を当社グループの経営に反映していただくことが適切であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 同氏には、社外取締役としての独立した立場から、経営全般、とりわけ賃貸事業及び建設業に関する事項について、助言及び監督を行っていただくことを期待しております。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
6	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 再任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">あ く つ ま さ し 阿久津 正志 (1970年8月17日生)</p>	<p>2000年12月 弁護士登録 2008年9月 阿久津総合法律事務所開設・所長（現任） 2010年8月 トシン・グループ株式会社監査役 2014年4月 第二東京弁護士会環境保全委員会委員長 2015年6月 一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会 監事（現任） 2017年6月 株式会社サンクゼール監査役 2021年6月 株式会社サンクゼール 社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年6月 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 阿久津総合法律事務所所長 一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会監事 株式会社サンクゼール社外取締役（監査等委員）</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 2023年6月に社外取締役に選任いただいております。 阿久津正志氏は、長年にわたり弁護士として経験を重ね、専門的な法律知識及び企業法務に関する高い見識を有しております。これらの知見を当社の経営に反映していただくことが適切であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏には、社外取締役としての独立した立場から、法律事務所経営や他社における社外取締役（監査等委員）としての経験を活かし、経営全般に関して適切な助言及び監督を行っていただくことを期待しております。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 再任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">の なか いく え 野 中 郁 江 (1952年12月13日生)</p>	<p>2000年4月 明治大学商学部教授 2005年9月 明治大学博士学位(商学)取得 2022年4月 明治大学名誉教授(現任) 2024年6月 当社取締役(現任) 2025年5月 一般社団法人東京自治問題研究所理事(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 明治大学名誉教授 一般社団法人東京自治問題研究所理事</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 2024年6月に社外取締役に選任いただいております。 野中郁江氏は、商学分野の研究及び教育に長年携わるとともに、上場会社を含む多くの企業の財務分析を行ってきた実績を有しており、会計及び財務に関する専門的知見を備えております。これらの知見を当社の経営に活かしていただくことが適切であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。 選任後は、独立した立場から、会計・財務の観点を踏まえた助言及び経営全般に対する適切な監督を行っていただくことを期待しております。</p>	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、各取締役は保険料の10%を負担しております。

候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3. 蒔山秀人氏、阿久津正志氏及び野中郁江氏は、社外取締役候補者であります。

4. 蒔山秀人氏は、1982年4月より1987年3月まで当社の業務執行者でありました。

5. 社外取締役候補者に関する事項

(1) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者蒔山秀人氏、阿久津正志氏及び野中郁江氏との間で、責任限定契約を締結しております。各氏の再任をご承認いただいた場合は、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額

を限度として、その責任を負うものとする。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

- (2)① 蒔山秀人氏は、不動産業界において取締役を務め長年企業経営に携わっております。経営者としての実績、見識を当社グループの経営に反映し、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。
- ② 阿久津正志氏は、長年重ねた弁護士としての経験による専門的な知識及び企業法務に関する高い知見を有し、その知識や知見を当社の経営に反映することで当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を期待できるものと判断しております。
- ③ 野中郁江氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、財政分析を専門とする深い知見を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (3)社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、蒔山秀人氏は4年、阿久津正志氏は3年、野中郁江氏は2年となります。
- (4)当社は、蒔山秀人氏、阿久津正志氏及び野中郁江氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の再任をご承認いただいた場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役下道敏実氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p>よし だ たみ 吉 田 民 (1965年12月23日生)</p>	<p>1992年3月 公認会計士三次試験合格 2012年1月 吉田公認会計士事務所設立・所長(現任) 2020年9月 国立大学法人東京大学常勤監事 2022年7月 独立行政法人労働政策研究・研修機構非常勤監事(現任) 2024年9月 学校法人駒澤大学常勤監事(現任) 2024年10月 学校法人嘉悦学園非常勤監事(現任) 2025年6月 学校法人根津育英会武蔵学園非常勤理事(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 吉田公認会計士事務所所長 独立行政法人労働政策研究・研修機構非常勤監事 学校法人駒澤大学常勤監事 学校法人嘉悦学園非常勤監事 学校法人根津育英会武蔵学園非常勤理事</p> <p><社外監査役候補者とした理由> 吉田氏は、公認会計士として会計監査及び財務に関する専門的知見を有するとともに、長年にわたり独立した会計専門家として高い職業的倫理観と判断力を培ってきました。また、多くの教育機関等において監事や理事としての職務経験を有し、組織運営におけるガバナンス、内部統制及びリスク管理に関する豊富な知見を有しております。これらの経験及び専門性を生かし、当社の監査体制の強化並びに取締役の職務執行に対する実効性の高い監督・助言をいただくことを期待し、社外監査役候補者として選任をお願いするものです。</p>	0株

(注) 1. 当社の「社外役員の独立性判断基準」はインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.tsukamoto.co.jp/ir/governance/pdf/3syagaiyakuin.pdf>)に掲載しております。

2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役は保険料の10%を負担しております。
候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 吉田氏は、社外監査役候補者であります。
5. 社外監査役候補者に関する事項
 - (1) 社外監査役との責任限定契約について
吉田氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
 - (2) 吉田氏は、多くの教育機関等において監事や理事としての職務経験を有し、組織運営におけるガバナンス、内部統制及びリスク管理に関する豊富な知見を有しております。これらの経験及び専門性を生かし、当社の監査体制の強化並びに取締役の職務執行に対する実効性の高い監督・助言をいただくことを期待しております。
 - (3) 当社は、吉田氏の選任をご承認いただいた場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

ご参考

スキルマトリックス

本定時株主総会において第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合の役員体制及び当社が特に期待する専門性は以下のとおりとなります。なお、これらは各役員が有する知見のすべてを表すものではありません。

氏名	地位	性別		専門的経験分野・貢献期待分野							経営諮問委員会	役割・資格等	
		男性	女性	企業経営	マーケティング営業	財務会計	ガバナンスリスク管理	国際性	人事法務	DX			
田中 文人	取締役	○		○		○	○			○			コーポレート本部長
西村 隆	取締役	○		○	○				○				営業本部長
齋川 敏明	取締役	○		○	○				○				営業本部副本部長 グループ本部長 ツカモトウェルネス株式会社 代表取締役社長
角田 英二	取締役	○		○		○	○				○		コーポレート本部副本部長
蒔山 秀人	社外取締役	○		○	○							◆	東急住宅リース 株式会社顧問 公益財団法人日本賃貸 住宅管理協会参与
阿久津 正志	社外取締役	○					○			○		◇	弁護士 阿久津総合法律 事務所所長
野中 郁江	社外取締役		○			○	○					◇	明治大学名誉教授 一般社団法人 東京自治問題研究所理事
小野田 克巳	監査役	○			○		○						
河合 信之	社外監査役	○					○	○				◇	公益財団法人 国際交通安全学会 専務理事
吉田 民	社外監査役		○	○		○						◇	公認会計士 吉田公認会計士事務所所長

◆=経営諮問委員会委員長

◇=経営諮問委員会委員

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の回復を背景とした株価の上昇が継続するなど資本市場は堅調に推移し、加えて所得環境の改善や政府による各種政策への期待もあり、緩やかな回復基調が続きました。一方で、緊迫化する国際情勢を背景としたエネルギー資源や原材料価格の高騰などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、建物賃貸事業が堅調に推移したことに加え、ユニフォーム事業における受注が大きく増加したことにより、売上高は増収となり、黒字に転換いたしました。

引き続き厳しい経営環境が見込まれる中、当社グループは高採算事業へのリソース集中を進めるべく、各事業におけるポートフォリオの見直しを断行するとともに、組織体制の強化を通じて事業構造改革の基盤構築に注力しております。

今後も、早期に安定した事業基盤の確立を図り、持続的な成長の実現に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は101億6百万円(前年同期比4.4%増)、営業利益は1千7百万円(前連結会計年度は営業損失3億3千2百万円)、経常利益は1億8千1百万円(前連結会計年度は経常損失2億1千万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は1億7千7百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失3億8千万円)となりました。

セグメントの状況は以下のとおりです。

<和装事業>

ツカモト市田株式会社の和装事業につきましては、不採算催事からの撤退を進めたことにより売上高は減少したものの、収益性の改善が進み、利益面では改善いたしました。

以上の結果、当事業分野の売上高は9億7千万円(前期比4.2%減)、セグメント損失(営業損失)は8千7百万円(前連結会計年度はセグメント損失1億2百万円)となりました。

<洋装事業>

アパレル事業につきましては、レディスOEM事業及びメンズ事業におけるGMS向け商品の販売減少により売上高は減少しました。

ユニフォーム事業につきましては、ユニフォーム商品の新規案件の受注拡大及び継続案件の受注増加により売上高は増収となりました。加えて、原価管理の徹底等による利益率の改善が進んだ結果、セグメント利益は大幅な増益となりました。

以上の結果、当事業分野の売上高は51億3千9百万円（前期比7.4%増）、セグメント利益（営業利益）は1億9千4百万円（前期比185.1%増）となりました。

<ホームファニッシング事業>

ホームファニッシング事業につきましては、OEM受注の減少に加え、直営店舗における販売が当初計画を下回ったことにより、売上高は大幅に減少いたしました。

以上の結果、当事業分野の売上高は4億7百万円（前期比13.4%減）、セグメント損失（営業損失）は2億2千4百万円（前連結会計年度はセグメント損失1億6千2百万円）となりました。

<健康・生活事業>

健康・生活事業につきましては、家電量販店向け販売が低調に推移したものの、サウナ機器の受注が堅調に推移したことにより、売上高は増加し、収益面においても改善いたしました。

以上の結果、当事業分野の売上高は26億1千4百万円（前期比7.9%増）、セグメント損失（営業損失）は3億1千7百万円（前連結会計年度はセグメント損失4億7千3百万円）となりました。

<建物の賃貸業>

建物の賃貸事業につきましては、テナントの状況に大きな変動はなく、売上高は前年並みに推移したものの、費用の削減により、増益となりました。

以上の結果、当事業分野の売上高は10億7千4百万円（前期比1.1%減）、セグメント利益（営業利益）は6億1百万円（前期比2.8%増）となりました。

(2)資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は1億3千6百万円であります。

設備投資の主なものは、所有不動産の改装工事、本社ビルの機能改善工事をしたことによるものです。

建物及び構築物 1億5百万円

(3)企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第104期 (2022年4月 1日から 2023年3月 31日まで)	第105期 (2023年4月 1日から 2024年3月 31日まで)	第106期 (2024年4月 1日から 2025年3月 31日まで)	第107期(当期) (2025年4月 1日から 2026年3月 31日まで)
売 上 高(百万円)	12,879	9,798	9,681	10,106
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	136	57	△210	181
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	65	174	△380	177
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	16.20	43.39	△94.18	43.88
総 資 産(百万円)	25,808	28,175	28,898	31,385
純 資 産(百万円)	11,900	13,726	14,054	16,159

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第106期の期首から適用しております。第105期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(4)対処すべき課題

当社グループは、「受け継ぐ力、未来へ～創業220年に向けた基盤づくり～」をキャッチフレーズとし、2026年度を初年度とする中期経営計画を策定いたしました。本計画期間を「黒字体質への転換を最優先とする3年間」と位置づけ、創業220年に向けた持続的成長のための経営基盤の再構築に取り組んでまいります。

当社グループはこれまで、不採算事業の継続、業務の属人化、並びに従来型の「モノ売り」からの脱却の遅れといった課題を抱えてまいりました。これらを早期に解消し、安定的に利益を創出できる体質へ転換するため、「4つの変える（組み方・商品・売り方・考え方）」を軸に、事業構造及び収益モデルの抜本的な見直しを進めてまいります。

まず、「組み方を変える」として、事業ポートフォリオを再定義いたします。各事業を「成長領域」「安定領域」「改善領域」「再生領域」の4区分に整理し、それぞれの役割と収益責任を明確化いたします。成長領域であるツカモトウェルネス事業及びホームファニッシング事業は、新たな販路開拓と商品開発により収益拡大を図り、将来の収益の柱として育成してまいります。安定領域であるユニフォーム事業及び建物賃貸事業は、強みを活かした安定的なキャッシュ創出により、全社の収益基盤を支えてまいります。改善領域である和装事業及びアパレル事業は、選択と集中を徹底し、不採算の解消と収益力の回復を図ってまいります。再生領域である健康・生活事業は、事業及び組織構造の抜本的な見直しを行い、収益性重視の事業モデルへの転換を進めてまいります。

「商品を変える」として、経験則（KKD、勘・経験・度胸）に依存した商品開発から脱却し、顧客ニーズ起点による高付加価値型の提案へと転換してまいります。

「売り方を変える」として、卸売中心のビジネスモデルから、D2C（直接販売）やECの強化、並びにレンタルやサブスクリプション等のストック型ビジネスへの展開を進め、収益の安定化を図ってまいります。

「考え方を変える」としては、生成AIを含むデジタル技術の活用を全社的に推進し、業務効率化と意思決定の高度化を図ることで、本計画期間内にデータに基づく「予測型経営」の実現を目指してまいります。

また、資本コストを意識した経営を徹底し、収益性及び資本効率の改善に取り組んでまいります。本中期経営計画の最終年度である2028年度において、ROE2%を目指しております。不採算事業の見直しや在庫の適正化により本業からのキャッシュ創出力を高めるとともに、AI・DXへの成長投資、財務体質の健全化に向けた有利子負債の圧縮、並びに安定的な株主還元をバランスよく実施し、着実な利益成長の実現を目指してまいります。

ESGへの対応につきましては、環境（Environment）分野において、循環型ビジネスの推進及び温室効果ガス排出量の削減に取り組み、2026年度中のSBT認定取得を目指してまいります。社会（Social）分野においては、「個の尊重と働きがいの向上」を掲げ、デジタル人材の育成や組織活性化を通じて人的資本経営を推進してまいります。ガバナンス（Governance）分野においては、透明性・実効性の高い経営体制の構築に向け、監査等委員会設置会社への移行検討や情報開示の充実を図ってまいります。

以上の取り組みを通じ、収益力の強化と経営基盤の再構築を着実に進めることで、持続的な企業価値の向上を実現してまいります。

(5)企業集団の主要な事業セグメント (2026年3月31日現在)

当社グループは、主として各種繊維製品の企画・製造を行い、全国の百貨店、小売専門店、量販店などに対して販売することを事業内容としております。

事業別	主要営業品目
和装	振袖、留袖、訪問着、小紋、紬、帯、毛皮・皮革製品、装身具、宝石、貴金属等
洋装	婦人服、婦人セーター・ブラウス、紳士服、紳士セーター、カジュアルウエア、ユニフォーム、販促用商品、子供・婦人服地等
ホームファニシング	タオル、ルームウェア、ライフスタイル製品全般等
健康・生活	健康・環境分野の生活関連機器、サウナ関連機器等
建物の賃貸	建物の賃貸

(6)企業集団の主要拠点等及び使用人の状況

① 企業集団の主要拠点等 (2026年3月31日現在)

名称	所在地
株式会社ツカモトコーポレーション	東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号
部	ユニフォーム・SP部 東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号
	ホーム・ファッション部 東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号
	エイム部 東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号
子会社	ツカモト市田株式会社 東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号
	京都店 京都府京都市上京区一観音町428
	ツカモトウェルネス株式会社 東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号

② 企業集団の使用人の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
180 (40) 名	9 名減

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外部への出向者は除く)であり、臨時従業員数(臨時販売員、アルバイト等)は()内に期中平均人員を外数で記載しております。

(7)重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
ツカモト市田株式会社	百万円 95	% 100.00	和装織維品卸売業
ツカモトウェルネス株式会社	95	100.00	サウナ設備・機器の販売及び設置

(8)主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	百万円 2,882
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,571
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	980
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	650
農 林 中 央 金 庫	510
西 武 信 用 金 庫	500
株 式 会 社 常 陽 銀 行	450
株 式 会 社 横 浜 銀 行	200
株 式 会 社 南 都 銀 行	100

2. 株式に関する事項

(1)株式の状況(2026年3月31日現在)

①発行可能株式総数	7,938,000株
②発行済株式の総数	4,034,580株
	(自己株式 35,167株を除く)
③当事業年度末の株主数	6,158名

(2)大株主(2026年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
フ リ ー ジ ア ・ マ ク ロ ス 株 式 会 社	741	18.38
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	200	4.96
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	170	4.23
VASANTA MASTER FUND PTE. LTD.	163	4.06
ツ カ モ ト 共 栄 会	149	3.70
株 式 会 社 レ ン テ ィ ッ ク	142	3.52
株 式 会 社 ア ド バ ン ス ト ・ メ デ ィ ア	139	3.46
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	116	2.88
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	112	2.80
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	100	2.50

(注) 1. 所有株式数の千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	百 瀬 二 郎	営業本部長	
代表取締役 副 社 長	田 中 文 人	コーポレート本部長 兼人事担当兼賃貸事業担当	
常務取締役	西 村 隆	営業本部副本部長 兼商事事業本部長	
常務取締役	齋 川 敏 明	エイム事業本部長 兼新規担当	ツカモトウェルネス株式会社代表取締役社長
取 締 役	角 田 英 二	コーポレート本部副本部長 兼経営企画・総務・経理担当 兼経理部長	
取 締 役	蒔 山 秀 人		東急住宅リース株式会社顧問 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会参与
取 締 役	阿久津 正 志		阿久津総合法律事務所所長 一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会監事 株式会社サンクゼール社外取締役(監査等委員)
取 締 役	野 中 郁 江		明治大学名誉教授 一般社団法人東京自治問題研究所理事
常勤監査役	小野田 克 巳		
監 査 役	下 道 敏 実		税理士法人中央会計事務所代表社員 税理士
監 査 役	河 合 信 之		公益財団法人国際交通安全学会専務理事

- (注) 1. 取締役蒔山秀人氏、阿久津正志氏及び野中郁江氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
2. 監査役下道敏実氏及び河合信之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 監査役下道敏実氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者が職務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者がその保険料の10%を負担しております。また、当該保険の契約期間は1年間であります。

(3)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」といいます。)を取締役会にて「役員報酬に関する内規細則」として定めており、その決定方法は社外役員を中心とする経営諮問委員会に諮問するとともに「取締役報酬及び評価」、「監査役の報酬決定基準」により決定しております。

決定方針の内容の概要としては、短期インセンティブとして貢献度加減算を、中長期インセンティブとして功労加算の仕組みを導入し、業績連動型報酬制度として運用しております。

取締役個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会は経営諮問委員会からの答申を尊重し、慎重に検討したうえ、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

ア. 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針及び決定に関わる方針の権限を有する者及びその権限の内容と裁量の範囲

a. 氏名又は名称 : 取締役会

b. 権限の内容及び裁量の範囲

i. 基本方針、報酬体系及び報酬の種類別の算定方法の決定

ii. 株主総会において決定した報酬総額の範囲内での支給総額の決定

iii. 経営諮問委員会の意見を参考とした個別支給額の決定

イ. 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針及び決定に関わる委員会

a. 委員会の名称 : 経営諮問委員会

b. 委員会の手続きの内容

代表取締役社長より基本方針、報酬体系及び算定方法等を経営諮問委員会に示し、委員会はこれらの内容について審議、評価を行い取締役会に意見として答申いたします。

c. 経営諮問委員会の構成

経営諮問委員会は、取締役会の決議によりその内容によって原則3名以上の社外役員で構成され、委員長は社外取締役が務めます。

同委員会の構成は次のとおりです。

役 職	氏 名	委員在任期間
社外取締役(委員長)	蒔 山 秀 人	4 年
社外取締役	阿久津 正志	3 年
社外取締役	野 中 郁 江	2 年
社外監査役	下 道 敏 実	8 年
社外監査役	河 合 信 之	3 年

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第99回定時株主総会において取締役の報酬を年額240百万円以内(うち社外取締役分は20百万円以内)、監査役の報酬を年額60百万円以内と決議しております。なお、取締役の報酬には使用人兼取締役の使用人分の給与は含まないものとしております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)、監査役は3名であります。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬の総額 (百万円)	報酬等の額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役	158	173	△15	(-)	8
(うち社外取締役)	(18)	(18)	(-)	(-)	(3)
監査役	21	21	(-)	(-)	3
(うち社外監査役)	(8)	(8)	(-)	(-)	(2)
合 計	179	194	△15	(-)	11
(うち社外役員)	(26)	(26)	(-)	(-)	(5)

(注)当社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 業績連動報酬等に関する事項

当社の役員報酬は基本報酬と業績連動報酬により構成されており、基本報酬に関しては経営諮問委員会に諮問するとともに、「役員報酬に関する内規細則」に則り当社取締役会にて決定しております。また、業績連動報酬は社外取締役を除く取締役のみを対象としております。企業の財政状態を見るうえで、重要な指標である経常利益を用いて、担当部門の実績に応じて7段階で評価され基本報酬の15%増から10%減まで評価されます。これを経営諮問委員会より答申を受け、当社取締役会にて最終決定しております。

当事業年度を含む経常利益の推移は21頁「1. (3)企業集団の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

⑤ 非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬制度の導入

2021年6月25日開催の第102回定時株主総会の決議により、当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。対象取締役に対して従来の取締役報酬額とは別枠で、総額を年額35百万円以内、株式数の上限を1事業年度あたり普通株式2万株としております。

当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名でありました。

(4)社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

氏名	兼職先	兼任の職務	当社との関係
蒔山 秀人	東急住宅リース株式会社 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	顧問 参与	特別の関係はありません。
阿久津 正志	阿久津総合法律事務所 一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会 株式会社サンクゼール	所長 監事 社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。
野中 郁江	明治大学 一般社団法人東京自治問題研究所	名誉教授 理事	特別の関係はありません。
下道 敏実	税理士法人中央会計事務所	代表社員	特別の関係はありません。
河合 信之	公益財団法人国際交通安全学会	専務理事	特別の関係はありません。

② 社外役員 of 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	蒔 山 秀 人	当事業年度に開催された取締役会には16回中15回に出席し、会社経営の経験から、主に企業経営、賃貸事業に関する発言を行っております。また、上記のほか、経営諮問委員会の委員長として、当該事業年度開催の当該委員会のすべて(2回)に出席するなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めていただきました。これらにより、社外取締役として期待される役割を果たしていただいております。
社外取締役	阿久津 正 志	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回すべてに出席し、弁護士として、また、他社での経営の経験から、主に企業のガバナンス強化に関する発言を行っております。上記のほか、当該事業年度開催の経営諮問委員会(2回)に出席するなど、経営を法務的な観点で監督していただきました。これらにより、社外取締役として期待される役割を果たしていただいております。
社外取締役	野 中 郁 江	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回すべてに出席し、商学部名誉教授として、財務分析の専門性に基いた発言を行っております。上記のほか、当該事業年度開催の経営諮問委員会(2回)に出席するなど、会計の役割である、コンプライアンスの確保に力を発揮していただきました。これらにより、社外取締役として期待される役割を果たしていただいております。
社外監査役	下 道 敏 実	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回に、また、監査役会には12回中12回のすべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から財務報告に関する発言を行っていただき、独立した客観的立場から経営の監査に努めていただきました。これらにより、社外監査役として期待される役割を果たしていただいております。
社外監査役	河 合 信 之	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回に、また、監査役会には12回中12回のすべてに出席し、必要に応じ、グローバルな視点でリスク管理とコンプライアンスに関する発言を行い、グループのガバナンス強化に努めていただきました。これらにより、社外監査役としての期待される役割を果たしていただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
新創監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の監査報酬等の額	36百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区別しておりませんので、上記の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、また、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その主な内容は次のとおりであります。

(1)基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主のみなさまの決定に委ねられるべきだと考えています。

一方で、当社は、株主のみなさまをはじめ、お客さま、お取引先様及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、衣類を核とした事業領域で当社が長年培った「信頼ある製品」「ブランド」「提案力」に対する信用こそが強みであり、これらを維持し促進することが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考えます。

大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、あるいは当社に固有の企業価値の源泉を十分に理解していないため、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう可能性があるものや、その態様から大規模買付行為に応じることを株主のみなさまに強要するおそれのあるものが含まれる可能性があります。

そこで、当社取締役会は、株主や投資家のみなさまが買付者による大規模買付行為を評価する際、買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に提供されることが極めて重要になるものと考えております。また、付託された者の責務として、株主のみなさまのために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2)基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

企業価値向上への取り組み

当社の経営理念

当社は、経営理念として“社訓”及び“私たちの信条 (Credo)”を掲げております。

《 社訓 》

道義を重んじる
共存同栄を旨とする
自立し協力する

社訓は永遠に変わらないツカモトグループの根本理念を表しています。

“道義”と“共存同栄”は創業時からの不滅の哲学・精神であります。

“道義を重んじる”とは、ただ法律を守るだけでなく、人として商売人として行うべき正しい道、倫理観を大切にすることであり、“共存同栄を旨とする”とは、お取引先様との関係のみならず、時代や環境の変化に応じてどう共存同栄するかであります。近江商人の「三方よし」にもつながる考え方であり、現在はまさに地域や社会との共存同栄も重要であります。また、“自立し協力する”は、事業体それぞれが切磋琢磨し競い合いながらも協力すべき時は

協力して全社一体感を醸成していくものであります。

《 私たちの信条 (Credo) 》

ツカモトグループは、
培った商人魂とフロンティア精神のもと、
美しさと快適を求める生活者に応え、
和文化の継承と流通革新の進展のため、前進する。

私たちの信条(Credo)は、文字どおり、クレド(Credo=信条・信念)として中長期的視野に立ったツカモトグループのあるべき姿、共通認識と決意を表しています。創業から210有余年、その中で培ってきた商人魂とフロンティア精神をこれからも活かして、和装、洋装のみならずライフスタイル全般を通してお客さまに美しく快適な生活空間を提案し、和文化の継承と流通革新の進展に寄与することを使命とします。

その経営理念を元に、我々のあるべき姿を表したのがツカモトグループの企業スローガン「美しい生活がいい Amenity & Beauty Company」の言葉です。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、上記(1)「基本方針の内容」のとおり、特定の者による当社株式等の大規模買付行為に対しては、何らかの対応が必要と考えますが、上場会社である以上、大規模買付行為を行おうとする者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付行為を行おうとする者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、株主のみなさまのご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、大規模買付行為を行おうとする者の中には、その目的等から企業価値、株主共同の利益を損なう懸念のある場合もあります。

従いまして当社は、株主のみなさまに対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考え、2021年1月開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定め、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)を導入いたしました。本プランは、当社取締役会の決議により導入したのですが、2021年6月開催の定時株主総会において、承認されています。また、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられており、後述のとおり経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める株主意思の原則を充足しております。

(4)本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置を取ることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいて当社取締役会は、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、会社の経営事項を理解できる者が、株主や投資家のみなさまには入手困難な企業秘密等の情報を入手したうえで買収提案等を評価するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)を設置し、その勧告を最大限尊重するとともに、株主や投資家のみなさまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

本プランは2021年1月20日開催の取締役会において導入を決議し、直近では2024年6月26日開催の第105回定時株主総会において議案としてお諮りさせていただき、株主のみなさまにご承認いただきました。本プランの有効期間は当該承認決議の時から2027年6月開催予定の定時株主総会の時までとさせていただきます。

(5)本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえています。

また、2021年6月11日に公表された改訂「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1ー5. いわゆる買収防衛策」に示された考え方や、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」その他の買収への対応方針に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記(1)「基本方針の内容」に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまがご判断し、あるいは当社取締役会が提示した代替案を株主のみなさまに周知する機会を確保し、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続しております。

② 事前開示・株主意思の原則

当社は、当社取締役会において決議された本プランを、株主のみなさまの予見可能性を高め、適正な選択の機会を確保するために、その目的、具体的な内容、効果などについて事前に開示させていただきます。また、上記(4)「本プランの概要」に記載したとおり、本プランの有効期間は2027年6月開催予定の定時株主総会終結時までであり、株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主のみなさまのご意思が十分反映される仕組みとなっています。

③ 必要性・相当性確保の原則

ア. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記(4)「本プランの概要」に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家のみなさまに情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

イ. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

ウ. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

従いまして本プランは、上記の内容を踏まえた高度の合理性を有する公正性・客観性が担保され、株主共同の利益が確保されたプランであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

※ 本事業報告に記載の金額、株式数については、表示桁単位未満の端数がある場合、これを切捨てております。比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2026年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,963,349	流 動 負 債	8,899,931
現金及び預金	1,325,711	支払手形及び買掛金	874,312
受取手形及び売掛金	1,590,705	電子記録債務	469,575
電子記録債権	129,174	短期借入金	5,612,418
棚卸資産	2,171,226	1年内返済予定の長期借入金	1,380,000
その他の	750,166	リース債務	14,676
貸倒引当金	△3,636	未払法人税等	48,952
固 定 資 産	25,422,649	未払消費税等	15,230
有 形 固 定 資 産	12,674,061	その他の	484,765
建物及び構築物	2,008,682	固 定 負 債	6,326,739
土地	10,562,576	長期借入金	1,010,321
リース資産	464	リース債務	28,497
その他の	102,337	繰延税金負債	4,464,194
無 形 固 定 資 産	77,513	再評価に係る繰延税金負債	13,032
リース資産	44,036	退職給付に係る負債	140,081
その他の	33,477	資産除去債務	881
投資その他の資産	12,671,074	その他の	669,731
投資有価証券	10,839,200	負 債 合 計	15,226,671
出資	500,120	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	1,214,227	株 主 資 本	9,919,630
その他の	252,790	資本金	2,829,844
貸倒引当金	△135,263	資本剰余金	713,177
		利益剰余金	6,418,998
		自己株式	△42,390
		その他の包括利益累計額	6,239,696
		その他有価証券評価差額金	5,808,336
		土地再評価差額金	8,780
		退職給付に係る調整累計額	422,579
資 産 合 計	31,385,998	純 資 産 合 計	16,159,327
		負債・純資産合計	31,385,998

連結損益計算書

(2025年 4月 1日から
2026年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,106,618
売上原価	6,940,091
売上総利益	3,166,527
販売費及び一般管理費	3,149,266
営業利益	17,260
営業外収益	
受取利息	3,791
受取配当金	311,907
保険配当金	5,450
その他	12,273
営業外費用	
支払利息	151,171
売却損	1,520
為替差損	7,645
その他	8,369
経常利益	181,977
特別利益	
投資有価証券売却益	149,666
特別損失	
減損損失	58,905
店舗撤退損	37,361
税金等調整前当期純利益	235,376
法人税、住民税及び事業税	13,578
法人税等調整額	44,730
当期純利益	177,067
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	177,067

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社ツカモトコーポレーション
取締役会 御中

新創監査法人
東京都中央区
指定社員 公認会計士 相川 高志
業務執行社員
指定社員 公認会計士 松原 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツカモトコーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツカモトコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2026年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,261,588	流動負債	8,764,103
現金及び預金	1,291,105	支払手形	45,579
受取手形	122	電子記録債権	469,575
電子記録債権	108,248	買掛金	697,357
売掛金	1,253,335	短期借入金	5,612,418
－ 入掛金債	309,989	関係会社短期借入金	40,000
商貯蔵品	1,756,121	1年内返済予定の長期借入金	1,380,000
前払費用	448	リース債権	14,676
未収入金	26,726	未払金	195,846
関係会社未収入金	318,084	未払費用	15,261
その他金	146,834	未払法人税等	45,947
貸倒引当金	54,047	未払消費税	8,683
	△3,476	前受り金	1,583
固定資産	25,435,467	預り金	91,842
有形固定資産	12,685,909	その他	145,330
建物	2,004,564	固定負債	6,188,673
構築物	0	長期借入金	1,010,321
器具備品	99,533	－ 入掛金債	28,497
土地区画整理費	10,581,346	繰延税金負債	4,466,209
－ 資産	464	再評価に係る繰延税金負債	13,032
無形固定資産	74,646	資産除去債務	881
ソフトウェア	26,526	長期預り金	669,731
－ 資産	44,036	負債合計	14,952,777
その他	4,083	純資産の部	
投資その他の資産	12,674,911	株主資本	9,907,501
投資有価証券	10,839,200	資本金	2,829,844
関係会社株式	190,002	資本剰余金	713,177
出資金	500,065	資本準備金	707,461
関係会社長期貸付金	1,180,000	その他資本剰余金	5,716
関係会社長期未収入金	163,362	利益剰余金	6,406,869
前払年金費用	651,699	その他利益剰余金	6,406,869
敷金及び保証金	10,634	圧縮記帳積立金	19,141
その他	240,413	繰越利益剰余金	6,387,728
貸倒引当金	△1,100,465	自己株式	△42,390
		評価・換算差額等	5,836,777
		その他有価証券評価差額金	5,808,461
		土地再評価差額金	28,315
資産合計	30,697,055	純資産合計	15,744,278
		負債・純資産合計	30,697,055

損益計算書

(2025年 4月 1日から
2026年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		9,113,676
売上原価		6,499,364
売上総利益		2,614,312
販売費及び一般管理費		2,491,610
営業利益		122,702
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	313,068	
その他の	15,916	328,985
営業外費用		
支払利息	150,280	
貸倒引当金繰入額	90,080	
その他の	15,042	255,403
経常利益		196,283
特別利益		
投資有価証券売却益	149,666	149,666
特別損失		
減損損失	58,905	
店舗撤退損	37,361	96,266
税引前当期純利益		249,682
法人税、住民税及び事業税	39,585	
法人税等調整額	44,730	84,315
当期純利益		165,366

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社ツカモトコーポレーション
取締役会 御中

新創監査法人
東京都中央区
指定社員 公認会計士 相川 高志
業務執行社員
指定社員 公認会計士 松原 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツカモトコーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

株式会社ツカモトコーポレーション 監査役会

常勤監査役 小野田 克 巳
社外監査役 下 道 敏 実
社外監査役 河 合 信 之

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
日本橋室町野村ビル (YUITO)
野村コンファレンスプラザ日本橋 5階大ホール
(※開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)



●交通のご案内

東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅 (A9出口)

JR総武快速線「新日本橋」駅より

地下通路にて東京メトロ「三越前」駅方面へ (A9出口)

JR各線「神田」駅(南口)より 徒歩7分

※会場での駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

※今後の状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tsukamoto.co.jp>) に掲載いたします。

